

研修会「認知症と自動車運転」を開催

平成29年に改正道路交通法が施行され、認知症と診断された人は自動車の運転ができなくなりました。

認知症はだれもがなる可能性のある身近な病気のひとつです。認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域をめざして、「認知症と自動車運転」について自分のこととして学び、また、どのような支援が必要なのかを考える機会として、認知症専門医と兵庫県警察本部交通部運転免許課職員による研修会を開催します。

1 日 時 2月5日（水）午後1時30分～3時45分

2 場 所 三木市立教育センター 4階大研修室

3 プログラム

- (1) 認知症初期集中支援チーム活動報告 認知症初期集中支援チーム員
- (2) 改正道路交通法について 兵庫県警察本部交通部運転免許課講習係
- (3) 認知症高齢者の運転について医学的に考える
西脇病院認知症疾患医療センター センター長 佐藤一彦先生
- (4) パネルディスカッション
座長 医療法人樹光会大村病院 理事長 森村 安史先生

4 費 用 無料

5 定 員 100人

6 申 込 電話、またはFAX、メールで申込み。FAX、メールの場合は、住所、氏名、電話番号、運転免許の有無を記載。

7 申込期限 1月31日（金）

問い合わせ・申込先 三木市健康福祉部介護保険課
三木市中央地域包括支援センター
電話 0794-82-2000（内線 2343）FAX0794-82-5500
メール kaigo@city.miki.lg.jp